



# 島根県報

平成23年8月26日（金）

第2,319号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（       "       ）	3
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障 がい 福 祉 課）	3
障害者自立支援法の規定による指定障害者支援施設の指定	（       "       ）	5
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所の名称の変更	（       "       ）	5
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所の所在地の変更	（       "       ）	6
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出	（       "       ）	6
障害者自立支援法の規定による指定相談支援事業者の相談支援事業所の名称の変更	（       "       ）	7
障害者自立支援法の規定による指定相談支援事業所の相談支援事業所の所在地の変更	（       "       ）	8
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	8
土地改良区の役員の退任の届出	（       "       ）	9
土地改良法の規定による工事完了の届出	（       "       ）	9
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	9
保安林の指定の解除	（       "       ）	10
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	11
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	11
土地収用法の規定による事業の認定	（       "       ）	11
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	13

### 【公 告】

平成23年度前期技能検定3級の合格者	（雇 用 政 策 課）	14
--------------------	-------------	----

### 【正 誤】

平成23年7月15日付け島根県報号外第143号中	（道 路 維 持 課）	15
--------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第574号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 共生会 なかしまクリニック	益田市横田町2532番地	平成23年 7 月 1 日

**島根県告示第575号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 共生会 安富診療所	益田市安富町245番地	平成23年 7 月 1 日

**島根県告示第576号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ライフサポート	出雲市荒茅町3501	通所介護	デイサービス ゆうらいふ	出雲市荒茅町3501	平成23年 8 月 1 日
株式会社 ライフサポート	出雲市荒茅町3501	介護予防通所介護	デイサービス ゆうらいふ	出雲市荒茅町3501	平成23年 8 月 1 日
株式会社 ライフサポート	出雲市荒茅町3501	短期入所生活介護	ショートステイ ゆうらいふ	出雲市荒茅町3506-3	平成23年 8 月 1 日
株式会社 ライフサポート	出雲市荒茅町3501	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ ゆうらいふ	出雲市荒茅町3506-3	平成23年 8 月 1 日
合同会社 しょうか	松江市黒田町433-1	居宅介護支援	さわやかセンター	松江市黒田町433-1	平成23年 7 月 21 日
合同会社 しょうか	松江市黒田町433-1	訪問介護	さわやかセンター	松江市黒田町433-1	平成23年 7 月 21 日
合同会社 しょうか	松江市黒田町433-1	介護予防訪問	さわやかセンター	松江市黒田町433-1	平成23年 7 月 21 日

か	1	介護		1	
株式会社 メルシー	松江市浜佐田町958番地6	通所介護	デイサービス かりん	松江市浜佐田町958番地6	平成23年 7 月 7 日
株式会社 メルシー	松江市浜佐田町958番地6	介護予防通所介護	デイサービス かりん	松江市浜佐田町958番地6	平成23年 7 月 7 日

## 島根県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター	松江市御手船場町557-7	居宅介護支援	さわやか東部ライフサポートセンター	松江市御手船場町557-7	平成23年 7 月 20 日
財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター	松江市御手船場町557-7	訪問介護	さわやか東部ライフサポートセンター	松江市御手船場町557-7	平成23年 7 月 20 日
財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター	松江市御手船場町557-7	介護予防訪問介護	さわやか東部ライフサポートセンター	松江市御手船場町557-7	平成23年 7 月 20 日

## 島根県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
有限会社 ドリームシステム	大田市久手町刺鹿1831番地	居宅介護支援	かじ山荘居宅介護支援事業所	大田市久手町波根西1941番地10	大田市久手町刺鹿1831番地	平成21年 6 月 1 日

## 島根県告示第579号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社創和	共同生活援助	フィリアホーム	出雲市平田町7048番地	平成23年4月1日
社会福祉法人仁寿会	就労継続支援B型	就労継続支援事業所 山光園	雲南市掛合町掛合2154番地1	平成23年4月1日
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	生活介護	生活介護事業所「浜 っ子」	浜田市殿町83番地122	平成23年4月1日
株式会社キラリ	居宅介護 重度訪問介護	株式会社キラリ	松江市下東川津町168番地	平成23年4月1日
社会福祉法人斐川町 社会福祉協議会	就労継続支援B型	斐川あしたの丘	簸川郡斐川町直江町3909-1	平成23年4月1日
特定非営利活動法人 海	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	ヘルパーステーショ ンいぶき	浜田市熱田町716番地34	平成23年4月1日
医療法人仁風会	自立訓練（生活訓 練）	指定障害福祉サービ ス事業所コスモス	松江市大庭町1459番地1	平成23年4月1日
医療法人かんど会	共同生活介護 共同生活援助	ハートフルホームか んど	出雲市西新町2丁目2456-13	平成23年4月1日
社会医療法人清和会	就労継続支援A型 就労継続支援B型	就労継続支援A型・ B型事業所「しおか ぜ」	浜田市港町277番地	平成23年4月1日
社会福祉法人わかば	生活介護 就労継続支援B型	あじさい	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津 309-1	平成23年4月1日
社会福祉法人山陰家 庭学院	児童デイサービス	みのりの家	松江市島根町大芦5707番地	平成23年4月1日
社会福祉法人清圭会	自立訓練（生活訓 練） 就労継続支援B型	アクティブ工房	浜田市港町284番地8	平成23年4月1日
社会福祉法人しらゆ り会	就労継続支援A型	ワークセンター島根	松江市矢田町250番地110	平成23年4月1日
社会福祉法人博愛	就労移行支援 就労継続支援B型	みんなの作業所	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津 四302番地	平成23年4月1日
社会福祉法人桑友	自立訓練（生活訓 練）	WANA JAPAN	簸川郡斐川町大字学頭1625- 4	平成23年4月1日
社会福祉法人しらゆ り会	短期入所	希望の園	松江市山代町934番地10	平成23年4月1日
社会福祉法人いわみ 福祉会	生活介護 就労継続支援B型	多機能事業所ワーク くわの木江津事業所	江津市江津町1110番地20	平成23年4月1日
社会福祉法人山陰家 庭学院	共同生活介護	共同生活介護事業所 しおかぜ	松江市西川津町2698番地7	平成23年4月1日
隠岐広域連合	短期入所	障がい者支援施設仁 万の里	隠岐郡隠岐の島町都万2582番 地1	平成23年4月1日

社会福祉法人あおぞら福祉会	居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所あおぞら	雲南市大東町下阿用489	平成23年 5 月 1 日
北陽福祉サービス株式会社	居宅介護 重度訪問介護	北陽マイズホームヘルパー	松江市袖師町9番35号	平成23年 5 月 1 日
社会福祉法人島根整肢学園	共同生活介護	障害者ケアホーム輝	江津市渡津町1196番地1	平成23年 6 月 1 日
社会福祉法人ふあつと	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	就労支援事業所サン出雲	出雲市今市町400番地6	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法人ひらた福祉会	生活介護	生活介護事業所プレーグ	出雲市灘分町613番地	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法人松江毛筆授産場	就労継続支援B型	松江毛筆授産場	松江市内中原町190番地4	平成23年 7 月 1 日

## 島根県告示第580号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人しらゆり会	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型	希望の園	松江市山代町934番地10	平成23年 4 月 1 日
隠岐広域連合	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	障がい者支援施設仁万の里	隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	平成23年 4 月 1 日

## 島根県告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係るサービス事業所の名称の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	生活介護	指定生活介護事業所りらく眺峰	障害者地域生活支援センターせいふう	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	共同生活介護 共同生活援助 短期入所	木次ひまわりの家	きすきひまわりの家	平成23年 4 月 1 日

社会福祉法人湖北ふれあい	居宅介護 重度訪問介護	あいかの里介護福祉サ ビスセンター	湖北ふれあいしんじ湖温 泉ヘルパーステーション	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人大田市社会福 祉事業団	居宅介護 重度訪問介護	大田在宅福祉サービ スセンター	ピラおおだホームヘル パーステーション	平成23年 5 月 1 日

## 島根県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係るサービス事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人しら ゆり会	共同生活介護 共同生活援助	互助の館	松江市矢田町494－ 6	松江市東津田町1324－ 1	平成23年 3 月 1 日
サンキ・ウエルビ ィ株式会社	居宅介護 重度訪問介護	サンキ・ウエル ビィ介護センタ ー松江	松江市浜乃木六丁目 16番1号	松江市東津田町1787番 地	平成23年 3 月 3 日
社会福祉法人雲南 ひまわり福祉会	共同生活介護 共同生活援助 短期入所	きすきひまわり の家	雲南市木次町木次 351	雲南市木次町東日登 356番地16 雲南市木次町東日登 356番地9	平成23年 4 月 1 日
社会医療法人清和 会	生活介護	生活介護事業所 「ひまわり」	浜田市港町285－1	浜田市港町277	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人湖北 ふれあい	居宅介護 重度訪問介護	湖北ふれあいし んじ湖温泉ヘル パースステーショ ン	松江市岡本町1138番 地1	松江市千鳥町71番地	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人雲南 広域福祉会	児童デイサービ ス	児童デイサービ ス事業所さくら 教室	雲南市木次町里方 916－1	雲南市加茂町三代691 －1	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人大田 市社会福祉事業団	居宅介護 重度訪問介護	ピラおおだホー ムヘルパーステ ーション	大田市大田町大田イ 140－2	大田市川合町川合1081 －2	平成23年 5 月 1 日
社会医療法人清和 会	短期入所	短期入所事業所 「ひまわり」	浜田市港町285－1	浜田市港町292－10	平成23年 6 月 1 日

## 島根県告示第583号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人仁風会	短期入所	短期入所事業所コスモス	松江市大庭町1459番地 1	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人桑友	短期入所	WANA JAPAN	簸川郡斐川町大字学頭1625 - 4	平成23年 4 月 1 日
隠岐広域連合	短期入所	仁万の里更生部・授産部 ・児童部	隠岐郡隠岐の島町都万2582 - 1	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人喜和会	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	太陽の里	簸川郡斐川町大字名島90	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設緑風園	邑智郡邑南町中野2384	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設清風園	大田市川合町吉永1025	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人邑智福祉振興会	就労移行支援	愛香園	邑智郡邑南町中野3600- 1	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人邑智福祉振興会	短期入所	くろみ学園短期入所事業	邑智郡邑南町中野3595-18	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	行動援護	厚生センターあいあい	松江市上乃木7- 1 -28	平成23年 4 月 1 日
有限会社栄昌	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	有限会社栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町広石562-22	平成23年 1 月 1 日
有限会社創和	自立訓練（生活訓練）	フィリア	出雲市平田町911番地	平成23年 5 月 1 日
社会福祉法人ふあつと	自立訓練（生活訓練）	就労支援事業所あそび	出雲市武志町693番地 1	平成23年 7 月 1 日
財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター	居宅介護 重度訪問介護	さわやか東部ライフサポートセンター	松江市御手船場町557- 7	平成23年 7 月 20 日

## 島根県告示第584号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業所の名称の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	相談支援事業所清風園	障害者地域生活支援センターせいふう	平成23年 4 月 1 日

特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	NPO法人よしかの里相談支援センター	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人ひらた福祉会	エルパティオ三葉園	プレーゲ	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	松江市障害者生活支援センター	厚生センター相談支援事業所	平成23年 7 月 1 日

## 島根県告示第585号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	障害者地域生活支援センターせいふう	大田市川合町吉永1025	大田市大田町吉永1453-13	平成23年 4 月 1 日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	NPO法人よしかの里相談支援センター	鹿足郡吉賀町六日市576番地 3	鹿足郡吉賀町立河内106番地 2	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人ひらた福祉会	プレーゲ	出雲市東郷町175番地 4	出雲市灘分町613番地	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	厚生センター相談支援事業所	松江市乃白町32-2	松江市千鳥町70	平成23年 7 月 1 日

## 島根県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 中村土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

- 原 茂憲 隠岐の島町元屋211番地
- 岡島 勝信 隠岐の島町中村1455番地
- 的射 利定 隠岐の島町中村1544番地11
- 茶山 善博 隠岐の島町元屋446番地 4
- 手嶋 昭男 隠岐の島町中村1541番地38
- 細井 睦雄 隠岐の島町中村1471番地 1
- 千葉 岩二 隠岐の島町中村1534番地
- 長谷川 聡 隠岐の島町中村415番地 3
- 藤野 裕之 隠岐の島町中村56番地 2

## 監事

長田 好人 隠岐の島町中村213番地 2

横地 昇 隠岐の島町中村1434番地 3

## 2 就任年月日

平成23年 7 月 1 日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

原 茂憲 隠岐の島町元屋211番地

岡島 勝信 隠岐の島町中村1455番地

的射 利定 隠岐の島町中村1544番地11

茶山 善博 隠岐の島町元屋446番地 4

手嶋 昭男 隠岐の島町中村1541番地38

細井 睦雄 隠岐の島町中村1471番地 1

千葉 岩二 隠岐の島町中村1534番地

谷 省三 隠岐の島町中村 7 番地

## 監事

長谷川 聡 隠岐の島町中村415番地 3

田中 正博 隠岐の島町中村304番地

## 島根県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 益田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

## 理事

橋本 憲治 益田市白上町イ1098番地 8

## 島根県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
三条資格者施行代表者	所原桜上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成22年12月21日

## 島根県告示第589号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川2529-5
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第590号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町中野4308-6から4308-8まで、4308-13、4308-21、4308-31、4308-40、4308-43から4308-46まで、4308-51、4308-54
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安来市伯太町草野590-27
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 島根県告示第592号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 加入区の名称  
恵曇・御津加入区
- 2 加入区の区域  
漁業協同組合JFしまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域
- 3 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

#### 島根県告示第593号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成18年度～22年度	22枚	1冊	手角②	平成23年 8 月18日
松江市	平成18年度～22年度	12枚	1冊	野原①	平成23年 8 月18日
安来市	平成20年度～22年度	41枚	1冊	東比田 9	平成23年 8 月18日

#### 島根県告示第594号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称  
出雲市
- 2 事業の種類

## 四絡コミュニティセンター整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

島根県出雲市小山町地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、四絡コミュニティセンター整備事業（以下「本事業」という。）であり、申請に係る起業地は、本事業の用に供する土地であり、上記のとおりである。

本事業は、社会教育法に定める公民館施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第22号に該当する事業である。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である出雲市（以下「起業者」という。）は、起債及び一般財源による財源措置を講じているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

出雲市では、市内36の地区ごとにコミュニティセンターが設置されており、各センターは、公民館活動の拠点として機能しているほか、地域の防災拠点の役割も果たしている。

同市の中心部北寄りに位置する四絡地区（以下「本地区」という。）は、近年都市化が急速に進み、この20年間において人口世帯数の増加率が市内で最も高い地区である。そうした中、四絡コミュニティセンター（以下「本施設」という。）では、新旧住民の交流や世代間交流を通じた地区の活性化を目指すイベントが年間を通じて多数開催されるなど、本地区における市民活動の総合的な拠点施設となっている。

しかしながら、本施設は、昭和54年に建築されたものでバリアフリーに対応していない上、築後32年を経過しており施設の老朽化が著しい。その上、本施設は、災害時の指定避難所であり、防災拠点としての役割が求められるが、現在の建築基準法の耐震基準に適合しておらず、とりわけ地震災害時には機能が十分に発揮できない状況にある。

また、地区内の人口急増による利用者数の増加は、本施設の狭あい化をもたらしており、利用制限を行わざるを得ない等利用上の不都合が生じている。

さらには、施設駐車場についても絶対数が不足しており、施設利用上の支障となっており、周辺道路で渋滞が発生することから、利用者及び近隣からも改善を求められている。

本事業は、本施設が抱える以上のような状況に対処し問題の解決を図るため、現在の敷地と市道を挟み隣接する起業地に新たな施設を建設し、現在の施設を解体した跡地に利用者用の駐車場を整備するものである。

なお、本事業の工事施工に当たっては、十分な地元理解のもと、発生する騒音、振動にも十分に配慮して行うこととされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## イ 失われる利益

起業者が市担当課への聞き取り及び現地踏査を行った結果、特別に保全すべき希少動植物は起業地内に存しないことを確認している。

また、起業地周辺は「小山遺跡」に指定されていることから、その取扱いにつき起業者が市の担当課との協議を

行っている。その結果、本事業の実施に伴い文化財調査は必要であるものの、周辺での過去の開発事業において行われた調査では現地保存の必要が生じた例はなく、今回も同様となる可能性が高い。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業においては、地区内の人口等の動向や駐車場を含めた施設利用状況に基づき計画施設の規模等が決定されており、事業目的に照らして必要最小限のものであると認められる。

起業地の選定に当たっては、現敷地の有効利用と地区の中心地で良好な交通の便を考慮し、現在地における建て替えを前提に、既存敷地と隣接する複数の候補地の中から利便性、安全性及び経済性等の条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本施設における施設の老朽化等の状況を鑑み、また、地区の強い要望があることから、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業の起業地の範囲は、適正な施設の規模及び駐車場の必要台数等から必要最小限であり、全て本事業の用に恒久的に供される範囲に当たる。

よって、起業地の範囲及び収用・使用の別についても合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（総合政策部自治振興課）

---

#### 島根県告示第595号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 区域の名称

玉造西（追加）

##### 2 土地の表示

平成22年島根県告示第749号で指定した標柱3号と標柱4号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号から標柱20号までを順次に結んだ線及び標柱20号と標柱4号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市玉湯町玉造1457番 2	3号
” 1299番	4号
” 1453番 1	7号及び8号
” 1283番 1	9号
” 1453番 4	10号及び11号
” 1265番 1	12号
” 1264番 1	13号
” 1272番	14号
” 1281番	15号
” 1283番 1 地先道路敷	16号及び17号
” 1284番 1	18号
” 1291番 3	19号
” 1298番	20号

## 公 告

平成23年度前期技能検定 3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成23年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 3級技能検定

#### 機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0002    A 甲0003    A 甲0004    A 甲0005    A 甲0006    A 甲0007    A 甲0008    A 甲0009  
A 甲0010    A 甲0015    A 甲0016    A 甲0017    A 甲0018    A 甲0019    A 甲0020

#### 機械加工（マシニングセンタ作業）

A 甲0001

#### 機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001    A 甲0002    A 甲0003    A 甲0004    A 甲0005    A 甲0006    A 甲0007    A 甲0008  
A 甲0009    A 甲0010    A 甲0011    A 甲0012    A 甲0013    A 甲0014    A 甲0015    A 甲0016  
A 甲0017    A 甲0018    A 甲0019    A 甲0020    A 甲0021    A 甲0022    A 甲0023    A 甲0025  
A 甲0026    A 甲0027    A 甲0028    A 甲0029    A 甲0030    A 甲0032    A 甲0033    A 甲0034  
A 甲0035    A 甲0036    A 甲0037    A 甲0038    A 甲0039    A 甲0040    A 甲0041    A 甲0042  
A 甲0043    A 甲0044    A 甲0045    A 甲0046    A 甲0047    A 甲0048    A 甲0049    A 甲0050  
A 甲0051    A 甲0052    A 甲0053    A 甲0054    A 甲0055    A 甲0056    A 甲0057    A 甲0058  
A 甲0059    A 甲0060    A 甲0061    A 甲0062    A 甲0063    A 甲0064    A 甲0065    A 甲0066  
A 甲0067    A 甲0068    A 甲0069    A 甲0070    A 甲0071    A 甲0072    A 甲0073    A 甲0074  
A 甲0075    A 甲0076    A 甲0077    A 甲0078    A 甲0079    A 甲0080    A 甲0081    A 甲0082  
A 甲0083    A 甲0084    A 甲0085    A 甲0086    A 甲0087    A 甲0088    A 甲0089    A 甲0090  
A 甲0091    A 甲0092    A 甲0093    A 甲0094    A 甲0095    A 甲0096    A 甲0097    A 甲0098  
A 甲0099    A 甲0100    A 甲0101    A 甲0102    A 甲0103    A 甲0104    A 甲0105    A 甲0106  
A 甲0107    A 甲0108    A 甲0109    A 甲0110    A 甲0111    A 甲0112    A 甲0113    A 甲0114

A 甲0115    A 甲0116    A 甲0117    A 甲0119    A 甲0121    A 甲0122    A 甲0123    A 甲0124  
 A 甲0126    A 甲0127    A 甲0129    A 甲0130    A 甲0131    A 甲0132    A 甲0133    A 甲0134  
 A 甲0135    A 甲0136    A 甲0137    A 甲0138    A 甲0139    A 甲0140    A 甲0141    A 甲0142  
 A 甲0143    A 甲0144    A 甲0145    A 甲0146    A 甲0147    A 甲0148    A 甲0149    A 甲0150  
 A 甲0151    A 甲0152    A 甲0153    A 甲0154    A 甲0155    A 甲0156    A 甲0157    B 0001  
 C 0001

機械保全（電気系保全作業）

A 甲0001    C 0001

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001    A 甲0003    A 甲0004    A 甲0005    A 甲0006    A 甲0007    A 甲0008    A 甲0009  
 A 甲0010    A 甲0012    A 甲0013    A 甲0014

**正**

**誤**

平成23年 7 月15日付け島根県報号外第143号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ		誤	正
2	島根県告示第 491号の表中	掛谷上阿井線 雲南市掛合町掛谷701 番1地先から同702番 1地先まで	掛合上阿井線 雲南市掛合町掛合701 番1地先から同702番 1地先まで
4	島根県告示第 492号の表中	掛谷上阿井線 雲南市掛合町掛谷701 番1地先から同702番 1地先まで	掛合上阿井線 雲南市掛合町掛合701 番1地先から同702番 1地先まで